

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第35号

#### 訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年香川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第22条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、公共職業能力開発施設又は職業能力開発促進法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(15) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。）の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項の認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第20条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、公共職業能力開発施設又は職業能力開発促進法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていないもの（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(15) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。